

會の下層に潜在したる原始型を復興したのも自然の歸趨といふべきではあるまいか。下髪の稱呼はなほ且つ上流の髪風に遺存してはあつたが、新しい結髪の氣運が海内に漲つた江戸時代初期に及ん

では、一般の鬘と同様前髪を取り元結を施し、更に時が移つては著しく兩鬘を張り、之を正面から見ただけでは普通の鬘と擇ぶところなきまでに至らなければ停止しなかつたのである。

## 足利義政の政治と女性 (上)

文學博士 三浦 周 行

### 一 父祖の模倣

東山時代の風流人としての義政が知られて居る割合に軍人政治家としての彼れは是迄餘り能く知られて居ないやうである。全社會の統制が、徹底的に破壊し盡くされた東山時代に獨り取り殘された彼れは、懲責任感の失せやらなかつた胸中の煩悶を酒や女乃至美的趣味に慰めるの外なかつたの

であるから、表面暢氣のやうに見えても、何處となく頽唐自棄の色彩を打消すことは出來ぬが、彼應仁亂勃發の數年前迄は、彼れの政治的生涯の花とも見るべき華美やかなる時代があつた。若し義政の一生を二期に分つことが許さるゝならば、所謂東山時代に對して、花御所時代の上半期を劃すべきであらう。

兄義勝の早世に依つて思ひ掛けなくも其後を受

ゝることゝなつた義政は、纔に九歳の少年であつたが、其襲職當時から公生涯の展開に至る経過は不思議にも能く父義教のそれに似通うて居る。義教も兄義持の薨去後に其後を繼いだことは義政と同様であつたばかりでなく、義教の嗣立は管領畠山満家を始め主なる諸大名の一致推戴に依つたものであるが、義政も亦管領畠山持國が主なる諸大名を誘ひ合せて擁立したものである。義教の將軍となつた後間もなく、破天荒なる土民の徳政一揆の蜂起に惱まされたが、義政も亦將軍宣下の前に早くも土一揆の洗禮を受けた。義政は臺職に就いてから、訴訟に關する法律を布いて官規の振肅を

圖つたが、義政も亦幕府の特別保護の下にあつた五山の住持の官舉禁止の法律を始めとして、濫訴、時效、縁坐等に關する重要な諸法律を發布して居る。義教は義持に依つて中止された對明外交を復舊したが、義政も亦遣明船を出だして居る。其

他南朝皇族の問題、關東公方の問題等の共通の點も決して少くはなかつた。もとより是等の出來事には偶然の類似として何等深き意義の認め得られぬものもあるにはあるが、それらを通して兩將軍の腦裡を解剖して見たならば、共に諸大名の擁護に依つて其地位を贏ち得乍ら、彼等の壓迫に對しては不斷の反感を有つて、機會ある毎にこれを抑制し、飽迄も將軍の威嚴を保たうとする同一の心理状態にあつたかと思はるゝのである。

義教が一色や土岐、赤松等の諸大名に手厳しく當り散らした結果は、其身を衆怨の下に曝らして破滅を急ぐに至つたのである。年尙ほ若かつた義政は、義教程には世路の艱難についての體驗もなければ、又勇斷にも缺けて居たとはいへ、年少氣銳に任せて、盲目的に其所信を斷行した前には、老將耆宿も私かに窺蹙はし乍ら一時其鋒鏑を收めて傍觀の態度を取るの外なかつたやうである。さ

なきだに早熟と思はれた彼れが、正に二十一の春を迎へた康正元年には、畠山義就を庇護して、管領細川勝元、山名宗全の如き有力な外護のあつた政長を伐たせもすれば、又山名の當の敵であつた赤松則尙をかばつて播磨に打入らせもした。それには遠の宗全も辟易して但馬に遁れ、勝元も當惑の餘り其職を辭せんとした。寛正元年には又六角政高に殺された家臣伊庭出羽守の子を召抱へて、政高に出家遁世の餘儀なきに至らせた。是等の出来事は何れも彼れの眼中に宿老諸大名のなかつたことを物語つて居る。

足利時代に於ける守護大名の横暴は、開府以來の宿弊であつたが、彼等の強味は其國司化と本所化とに依るものが頗る多かつた。部内の國衛神社木所領は次第に其毒手に罹つて蠶食され押領された。彼等は段錢、借物、檢斷等種々の名義の下に部内の人民に向つて誅求もし、又陣夫、野伏と稱

して守護所の人足に名主、百姓をも驅り催したから人民はいふ迄もなく、國衛、本所の蒙る損害も亦頗る多大であつた。義政はこれに對して康正二年に嚴重なる禁令を發して居る。(天龍寺文書) 彼れは又本所領の安堵にも手を着けた。寛正四年に本所領の安堵に關する自筆の御内書を公家に與へたもの杯がそれである。(山禮記) 本所領の安堵はやがてこれを押領して居た守護大名からの奪還とならねばならぬ。彼れは圖に乗つて屢諸大名の家督相續に干渉して一方に恩を售つたが、他方には消し難い怨をも買つた。そこに應仁、文明の大亂の禍根が横つて居たことも周知の事實である。

義政の初世に斯くも義教の面影の少らず偲ばるることは悉く偶然の一致であつたと看做すべきであらうか。此期間に於ける義政の施設に能く注意して見ると、彼れが何かにつけて父のそれを引合に出して居るのを見懸ける。例へば彼れの經營し

た幕府の總門の中の西向大路には公用の外、車馬の通行を禁じたが、それは義教の時の禁制に復したものである。(長祿四年記)八月一日の憑の日に諸家、諸寺等より將軍への盛んな贈物は手許の不如意な彼れの特別収入として多く期待されたものであるが、彼れは豫め義教時代と同様に進上せよと諭して居る。(大乘院寺社雜事記)彼れは又其公文書の日の下に押署すべき花押の高低を知らんが爲めに、態義教の公文書を取寄せて見たことがある。(蔭涼軒日録)斯る事實を思ひ合せても、彼れが何かに附けて、父の先蹤に倣はんとした意志のあつたことが領かれやう。

而かも義教の治世中の施設は更に其父義滿に學んだものである。義滿は南北朝五十七年の戦亂をさめて海内を平定すると共に、山名、大内等の彼れの命に従はなかつた諸大名を打ち倒し、剩へ海外との交通をも開いて、天晴室町幕府の創立者

となつた。彼れの後繼者は皆彼れを崇拜し私淑して其偉大なる跡にあやからうとしたものであるが、別して彼れを父に有ち其餘威の猶ほ消え失せぬ世に臺職を贏ち得た義教に取つては、寧ろ自然の成行であつた。只義教から義政へと時代が下れば下る程彼下剋上の風潮が益高まつた上に、將軍自身の意氣も才能も著しく遜色のあることを免れなかつた。身の程をも辨へず、世の移り變りにも目をつぶつて單的に其施設の末をのみ眞似やうとした結果は義教の暗殺を招いたのであるが、義政の如きも、義滿崇拜は彼れが始めて内大臣となつた日に、絶えて久しく行はれなかつた大嚮を義滿の時に復して、義教の時に踏襲した先例を其儘襲祿を設けた。彼れが幕府の新築、裝飾、園藝に善美を盡くしたのも、義滿の花御所のそれに倣つたものであり、東山に山莊を設けて銀閣を構へたのも、義滿の北山の山莊や金閣を摸したものである

ことは何人にも看取される。而かも義満程の豪氣や富の持合のなかつた義政が、天災屢臻つて穀物の實らぬところへ、疫疾さへ加つて餓死するものが道路に横はり、骸骨の京洛の巷に滿ちて居た頃、花御所の造營に浮身を窶して見たら、文明亂から引續いて人民の極度の疲弊を他所に見て、東山々々の新造料の徵收に餘念のなかつたことを思うと四百年後の今日、其唯一の記念物たる銀閣や園藝を見難ふものに向つてそゞろに悲哀の感を唆らせる。

## 二 女性と政治

義政の政治的生涯は其前半生の花やかさに比べて、後半生の物寂しさは又一としほであるが、其前後を通じて彼れの政治に容喙し、時としては彼れを掣肘もし又衝突もしたゝかものゝ女性の二人三人が彼れの背後に活躍しつゝあつたことは

彼れの政治的生涯に幾度か風波を捲起した。前期では義政の生母裏松重子と上臈今參局とがそれぞれあり、後期では義政の夫人日野富子がそれであつた。富子については私は既に書いたから、こゝには只前期を色どつて居る二人の女性、別けても其當時から種々の訛傳に誤られて得體の知れぬものとなつて居る今參局を中心として起つた波紋と數奇な彼女の生涯とを明らかにして見たいと思ふ。

女性の政治に容喙することを斥けたのは、政治組織の複雑となり又秩序立つやうになつてからの事であるが、其單純幼稚であつた時代には、性の別にはさして重きを置かれず、毛嫌ひもされなかつたのは事實である。神話傳説はもとより、古代史の上に於ても、女帝の君臨された事の多く見受けらるゝはこれを裏書するものといへやう。僧女の口入を禁じた鎌倉幕府にあつてすら、二位尼を出だした。室町時代に於ても「男女に依らず、天

下の道理に暗からずば、政道の事、輔佐の力を合せ行ひ給はん事、更に煩ひ有べからずと覺侍り」といつて性を無視した兼良の説は、縦しみづから爲めにせんとする不純の動機から、富子を謳歌したものであつて、一般に承認されて居た譯ではないけれども、此時代に、斯る女流政治家の往々輩出した事實はこれを認めなければなるまい。而かも歴史上、女性の關係は隱密の裡に行はれ勝であつたから、それが表面に現はるゝことゝなつた後にあつても、其経路の一部は、依然として雲霧に掩はれ、これを拂つて其真相を捕へるには、可なり困難が伴ひ、其結果曖昧模糊の裡にぼかされて仕舞ふものも少くない。今私がかゝに取扱はうとする今參局の如きも、亦其一例に外ならぬのである。

局は當時の記録に、御今參ども御今上郎ども書かれて居る。今參は新參といふに同じく、新たに

參仕するの意味に出でゝ居るから、又御新參局とも書かれる。此の意味に於ては、朝廷の女官でも幕府の女官でも、新局は共に今參といひ得たのであつて、必ずしも一人には限らなかつたのである。親長卿記文明七年九月二十一日條に賀茂上社の御師森貞久が、今參局と所領を争うた廉で、其職を奪はれやうとしたのを、邦高親王が奏請して止めさせられたことが見える。此女性は同書に内裏今參局とも書かれて居る朝廷の女官であるからこゝに説く幕府の女官とは同名異人であること明白なる上に、幕府の今參局は是時既に亡き人の數に入つて居たから問題はない。

幕府の今參局は、「太上龍御名之事」に義政に仕へた女官の名を擧げて居る中、

一御いまゝいり 大館 殿

とあるがそれであつて、御今上郎ども書かれた上郎は即ち上臈である。彼女が大館氏の人であつた

事は此書の外、康富記にも「大館殿親類也」と註されて居るから疑ひを容れぬが、如何なる系圖の人であつたかは是等の記録に詳かでない。次に義政と彼女との關係についても經覺要抄には只室町祇候の女房とするけれども、碧山日録には「大相公之嬖妾」と見えて居つて、確かに義政の妾と認めて居る。義政の妾に大館氏があつて、康正元年

正月に女子を生んだことは、康富記、齋藤基恒日記及び御産所日記に見え、其名は佐子（御産所日記にはサンコとある）大館上總入道常譽の女となつて居る。常譽は持房の法名である。併し是等の記録は一つも彼女に對して今參局の名を用ゐて居らぬから、果して同一人であるか如何かを確かめることが出来ぬ。前記「太上薦御名之事」にも、御今參の外に「御ま五、大館殿」といふも見えるから大館氏は必ずしも一人に限つては居なかつた。今參局の最後についても、經覺要抄及び碧山

日録には近江國沖島に流されたとあるが、寺務方諸廻請には隱岐國に配流されたとか又辛崎に沈められたとの風聞のあつたことが見えて居り、更に切腹を仰附けられたとの記事さへ見え、又蔭涼軒日録には不慮の儀に依つて逝去となつて居る杯、疑問として取殘された點が少くない。

而かも今參局が義政時代の前期に於て如何に幕府の政界に勢力のあつたかは、左の臥雲日件録康正元年正月六日條を見れば、一目瞭然であらう。

笠雲來、茶御次及天下政事、雲日、世有三魔之説、俗所謂落書者也、畫三人形立之路頭、蓋政出於三魔也、御今有馬烏丸也云々、予曰、烏丸之義、蓋爾後之體也、可謂妙矣、

當時京都では御今、有馬、烏丸の三人の肖像を描いて、人目に觸れ易い路頭に高く掲示されて居つたと見える。何れは幕府を切廻して居た三人の勢力を妬ましく思つた京童の惡戯であつたらうが、

此三人の名字の語尾の「マ」を取つて三麗に仕立てたものであつて、中にも烏丸の語尾の「ル」を缺いたのを記者は妙と感じたのである。御今が女性の身であり乍ら三麗の隨一におし立てらるゝの光榮を有したのは、やがて世人の視聽を其一身に集めつゝあつた反映と看做すべきであらう

更に大乘院記録殘篇長祿三年正月十七日條からは又次の如き記事を見出だすことが出来る。

室町有祇候女房號號金葉、此五六ヶ年天下萬事併在此身上令謳歌候間、振權勢、傍若無人也。

此文中には祇候女房の下の文字其他に少しく解し兼ねる點があるけれども、金葉の二字は當時の幕府の事情から推して、今參の二字を寫しひがめたものに相違あるまいと思つて居たが、私は後に内閣文庫で大乘院經覺大僧正自筆の日記經覺要抄を細くに及んで、所謂大乘院記録殘篇の文は即ち經覺要抄のそれであることを知り、前に引いた一節

と對校した末、「室町」の下の「有」は「殿」であつて、「女房」の下の「號號金葉」は「號御今參」であり、「身上」の下にも「之由」の二字を脱して居ることを明らかにした。長祿三年より五六年前から幕府の政務は義政近侍の女官たる今參局に左右されて居るといはれた程、傍若無人の振舞をしたといふのである。此評判は實に彼三麗の立札を立てられてから四年の後であるが、當時彼女の幕府に於ける權勢の無比であつたことについての世評を知るには此二つの材料丈でも充分であらう。

### 三 女性政治の疑問

然らば今參局の權勢を具體化した事實は何んであつたか。今其記録に残つて居るものとしては、先づ斯波千代徳(義健)の尾張國守護代織田某(敏廣であらう)の更迭問題に關する義政の内政干渉から義政の生母裏松重子との衝突を擧ぐべきであ



らう。下剋上の結果、守護の實権はいつしか守護代に移つて、守護は其傀儡たるに止るものが多くなつた程であるから、守護の任免も決して容易の事ではなかつた。文安元年に美濃國守護代長井高景と同齋藤利永との兩人の間が不和であつたのを、守護の土岐持益が利永の肩を持つて高景を殺したことから、高景の殘黨に攻め立てられて、一國の兵亂を惹起したことはこれを證して餘りがあらう。今先づ康富記の記事を通して尾張國守護代更迭問題の經過を見ると、義政は今參局の請ふがまゝに織田敏廣の守護代を退けて、先年義政の忌諱に觸れて失脚した織田某（卿廣と見た説もあるが、又卿廣を敏廣の父と見た説もあつて、確かでない）を其後任とせんと干渉を試みたが、千代徳はもとより、斯波氏の老臣たる甲斐入道も、其命を拒んだ。義政は是時重子が斯波氏は大名の上に將軍家の一族でもあるから、此問題は千代徳の意に

任すべきであつて、此事より千代徳の面目を失はせ、其憤りを招いてはならぬとの制止をも肯かないで、今參局に動かされ、甲斐を上意不應の罪に處せんとし、管領（畠山持國）は越前から朝倉を召喚して、甲斐方で切腹を命じやうとして、事面倒になつたから、重子は天下の重事に及ばんことを歎く之餘りに、九月二十四日、潛かに營中を遁れて嵯峨に赴いた。義政は驚いて日野烏丸資任、日野勝光を使として其仔細を尋ねさせると、重子は表面五大尊堂に參籠して腹病を愈やさん爲めであると言へはしたものゝ、實は近日將軍の政治は何事も上臈御局（今參局の事）と大御乳人との兩人とで取行ふ爲めに、よからぬ政治も見えるので、たまさか自身が口出しをすると、將軍にも採用がなく、剩へ管領迄が、自身の口入を無用と申すを不平に思つての此始末と述懐した。明くれば二十五日幕府では前管領細川勝元以下の重なる諸大名が

營中に集つて會議を催し、二十六日には管領自身嵯峨に赴いて重子に見え、親しく其内意を聽取つて義政に傳へ、二十七日、更に勝元を始め細川、畠山、山名、一色、京極の相伴衆共が幕府に集まり、奏者役の三寶院義賢准后を以て重子の述懐の趣を義政に達した。それに據ると、重子は其歸洛の條件として、(第一)今參局の洛中居住を禁ずる事、(第二)尾張國守護代を競望する織田某を千代徳に引渡す事の二箇條を提示したのであるが、義政は悉くこれを容れて、自後義政は織田の事に關して一切干渉せぬことに同意した。今參局はこれが爲めに營外に逐はれたとあるけれども、其後の記事に局は斯る公事を申沙汰することを斟酌すべき旨の怠狀を申して無事に收まつたと見えるのが事實であつたらう。重子も此程度で満足したもののか、翌十月十日嵯峨の隱家から武者小路萬里小路の幕府に歸つて來た。

然るに經覺要抄の記事に據ると、此問題は既に其前年に萌して居たやうである。同書寶徳二年七月二十三日條に、播州の物語として、織田氏についで義政の干渉問題を載せて居る。織田氏には元來兄弟二人があつて、兄は正體もなき人物であつたから、義教の時に退けられて、弟が織田氏を嗣ぎ、今に在京して居るのであるが、義政は兄を助けて弟を退けんとして甲斐と交渉を重ねたけれども甲斐は兄が正體なきものであるから出來ぬと言切つた、義政は猶ほも管領に此更迭を命じたがこれに對して管領は、先代に退けられたものを當代に變更されたならば、天下の錯亂が止まないであらう、別して義政の代初に於て人心不安の折柄、斯波氏が態度を變へなかつた爲めに異變も起らずに濟んだことでもあるから、甲斐の顔を立てて干渉を止められた方がよからうといつて諫めたけれども、義政は重ねて其更迭を迫つた爲めに形

勢不穩に陥つた。斯くと聞いた經覺大僧正は其日記にこれを評して、「以外之次第也、如此之御下知號御今參女中沙汰也、若亂天下者、頗可比褒(嬰)似有哉」と書き留めて居る。

康富記に比べると、經覺要抄の記事は問題の由來と其經過とを叙する上に、稍委曲を悉くして居るやうであるが、重子の事は少しも見えて居らず其他管領の態度等疑問を狭むべき餘地がある。

次に(第二)今參局の運命を決した最後の事件は、其後八年を過ぎた長祿三年正月に、義政夫人富子の生んだ子の死が局の呪咀に依るといはれて處刑されたことである。而かも此事件に關する記録は頗る區々であつて、互に一致を缺いて居る。

經覺要抄には彼女の調伏に依つて若君が富子の腹中で死んだと書いて居るけれども、御産所日記には九日の拂曉卯辰の間に誕生したとあり、寺務方諸廻請にも産後早世といつて居る。只同書には正月十一日條に産兒を女子として置き乍ら、十六日條には若宮と書いて居るの相違はあるが、記事の前後から推しても、後日のそれに據つて男子といふのが事實であらう。彼女の配所と其最後について諸説の紛々として決し兼ねること亦前に説いた通りである。

私はこれから以上の二つの事件について、種々の方面から史的批判を加へることゝしたい。